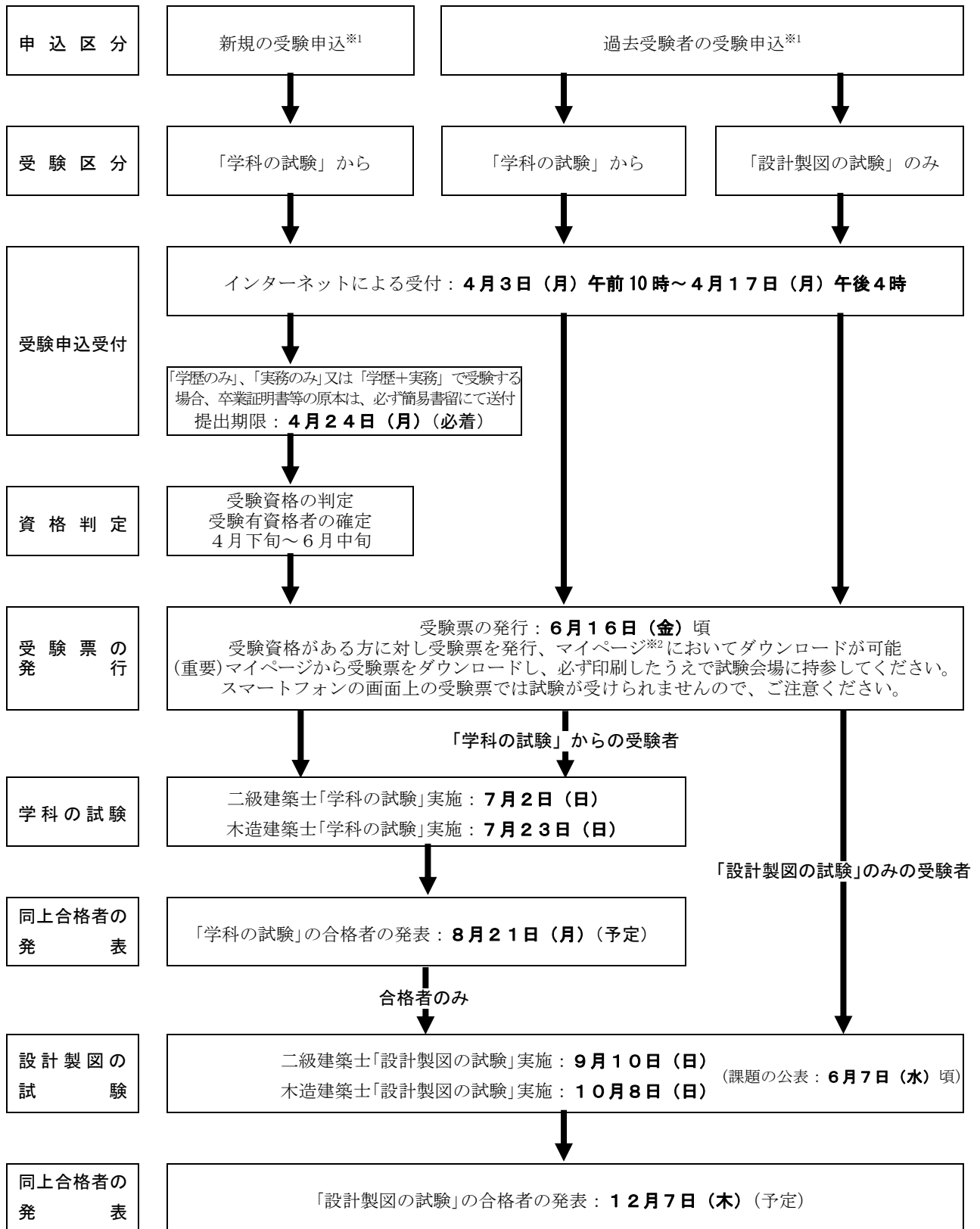


＜令和5年 二級建築士試験・木造建築士試験 日程＞



※1 次の①又は②の方も「新規の受験申込」に該当します。

①二級建築士試験又は木造建築士試験を平成15年以前に受験申込をしたことはあるが、平成16年以降には受験申込していない方

②二級建築士試験又は木造建築士試験を平成16年以降に受験申込をしたが個人情報の使用について承諾していない方

※2 マイページとは、インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページです。